

第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

I これまでの施策の効果と、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」が十分に進まなかった理由

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しについては、税制関係で「平成22年度税制改正大綱」において今後の方向性が示され、また、社会保障制度については、平成16年年金制度改正が施行されるとともに、新たな年金制度に向けて今後具体的な制度設計を行うことが示されるなど一定の取組が実施されている。しかし、配偶者控除や第3号被保険者制度の廃止・縮小を含めた見直しや、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正等、第2次基本計画で課題とされている制度改正の実現には至っていない。

広報・啓発活動については、「男女共同参画社会」という言葉の周知度は平成22年までに目標である100%を達成することは困難である上（平成21年10月の内閣府が実施した男女共同参画社会に関する世論調査では64.6%）、固定的性別役割分担意識も根強く残っている。

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 少子・高齢化等の変化に対応するため、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識が醸成されていない。この背景には、目指すべき男女共同参画社会の姿を分かりやすく身近なものとして示せなかったことや、男女共同参画が政治・経済や地域生活などあらゆる分野で人々が抱える具体的な問題と密接に関係していることを十分に伝えられなかったことがある。
- (2) あらゆる政策や計画に男女共同参画の視点を入れていくための具体的な方策の検討や政策実施主体への働きかけが十分ではなかった。
- (3) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた、社会経済の変化を踏まえた世論形成のための理論付け、意識付けのための方法の検討や働きかけが不足していた。
- (4) 固定的性別役割分担を前提とした制度の変革やライフスタイルの多様化に対応した法整備が遅れるなど、政治のリーダーシップが不足していた。

II 今後の目標

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責

任を担える社会の構築といった視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進める。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行う。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 施策の基本的方向

人生を通じた多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見直す。その際、核家族化、共働き世帯の増加、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応した世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築、国際規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化といった視点が必要である。また、女性の就業調整や非労働力化を促す可能性のある制度の見直し、高齢期の経済的自立につながる制度・環境の整備が重要である。

(2) 具体的な取組

- ① 国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。
- ② 社会保障制度について、新たな年金制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する。
- ③ 家族に関する法制について、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要である。また、時代の変化等に応じ、家族法制の在り方について広く課題の検討を行う。
- ④ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を進める。

2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

(2) 具体的な取組

- ① 固定的性別役割分担意識の解消、特に男性や若年層の意識を変えるための広報・啓発に取り組む。
- ② 男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を進める。
- ③ 地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体と連携して戦略的に広報・啓発を進める。

3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

(1) 施策の基本的方向

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 教育・啓発を通じて人権に関する正しい理解の普及を進める。
- ② 法令や条約の分かりやすい広報などにより周知を進める。
- ③ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充を図る。
- ④ 通訳を配置した外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応を進める。

4 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査の実施や、業務統計を含めた統計情報等の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握を行う。
- ② 調査や統計における男女別情報(ジェンダー統計等)の充実を図る。
- ③ 「ジェンダー予算」の実現に向けた調査研究を行う。
- ④ 家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働¹²の把握や家庭で担われている育児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。

¹² 無償労働とは、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味する。内閣府経済社会総合研究所では、無償労働についての貨幣評価額を推計しているが、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的活動が無償労働の範囲としている。